

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(株) 日水コン沖縄事務所・(株) 邦エンジニアリング共同企業体

(1) 代表構成員 株式会社日水コン

東京都新宿区西新宿6-22-1

86000017 代表者 間山 一典

(測量、建築、土木、地質、調査)

(2) 構成員 株式会社邦エンジニアリング

那覇市小禄1丁目11番1号

76000252 代表者 富永 邦宏

(測量、土木)

2 指名停止期間

令和6年12月4日～令和7年1月3日(1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請を含む)

4 事実概要

(株)日水コン沖縄事務所・(株)邦エンジニアリング共同企業体が履行した企業局発注の「渡嘉敷浄水場整備調査設計業務委託」にて納品した業務成果物にかし(配筋図等設計に不備)が存在し、工事の一時中止が発生したため、工程に影響を及ぼした。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1第2号(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内